

「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」の社会復帰支援制度

制度の概要

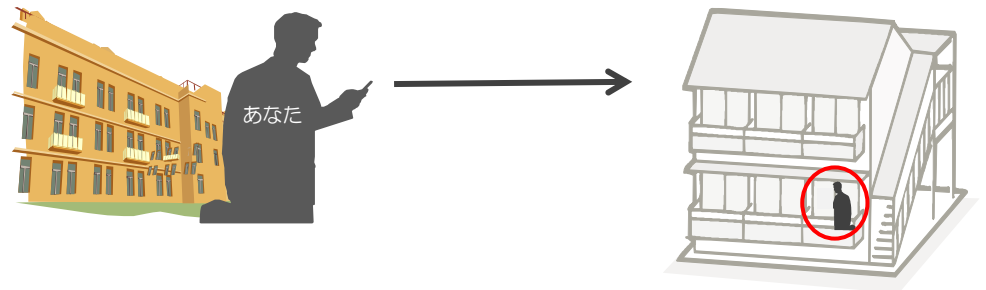
大阪府では、子どもが性犯罪の被害に遭わない、また、加害者を作らない社会の実現を目指して平成24年10月に「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」が施行されました。

不同意わいせつなどの下記※の罪により受刑された方が刑期を終えてから5年が経つまでの間に、大阪府内に住む場合には、大阪府への届出が義務付けられます。

大阪府では、届出を行った刑期満了者が早期に社会復帰するため、サポートする仕組みを作り、みなさんに活用していただきたいと考えています。

手続きの流れ

- ① 刑期満了（仮釈放の方は保護観察終了後） ② 大阪府内に住居を定める



※ 大阪府に住居を定めた方に届出義務があります。
（届出をしない又は虚偽の届出をした場合は、過料が科されることがあります。）
※ 他府県から転入した場合も届出が必要です。

- ③ 大阪府に届出（14日以内）

- ④ 訪問による届出事項の確認



- ⑤ 社会復帰支援（支援相談室で行います）

「社会生活サポート」
「専門プログラム」



支援の内容

- 住居、生活、就職などが心配**
あなたが他人に知られたくないこと（前科など）に十分に配慮しながら、専門の支援員が適切な関係機関を紹介するなど相談を行います。
- 身寄りや友人もなく、精神的に不安で心配**
あなたの「心のよりどころ」となるよう、専門の支援員があなたに寄り添い、相談を行います。
- 性の衝動を抑えられない、コントロールできない**
専門家による性衝動に焦点をあてた「専門プログラム」が受けられます。

あなたの個人情報や秘密を守りながら、
刑期満了後のサポートを大阪府が行います。

届出が必要となる方

次の方は、届出が必要となります。

18歳未満の者に対して、下記の罪により受刑された方で、
刑期満了後5年が経つまでに大阪府に住所を定める方。

- 不同意わいせつ罪（強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪）
- 不同意性交等罪（強姦罪又は強制性交等罪・準強姦又は準強制性交等罪）
- 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪
- 集団強姦罪
- 不同意わいせつ致死傷罪、不同意性交等致死傷罪（強制わいせつ致死傷罪、準強制わいせつ致死傷罪、強姦致死傷罪又は強制性交等致死傷罪）、監護者わいせつ及び監護者性交等致死傷罪、集団強姦致死傷罪
- 営利目的等略取罪及び誘拐罪（わいせつ目的の場合）
- 強盗・不同意性交等罪（強盗強姦罪又は強盗・強制性交等罪）、強盗・不同意性交等致死罪（強盗強姦致死罪又は強盗・強制性交等致死罪）
- 常習強盗・不同意性交等（常習強盗強姦罪又は常習強盗・強制性交等罪）
- 児童ポルノ製造罪（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第4項（H26.7月の改正前であれば第7条第3項））」
- 面会要求罪（刑法第182条第2項面会罪）
- 性的姿態等撮影罪（性的姿態等撮影罪第2条第1項第2号～第4号までの罪）

※未遂の規定がある罪については、未遂罪の場合も届出が必要となります。
※下線部は旧罪名を示す。

届出時に必要なもの

- 届出書**
刑事施設内からでも、手紙等により問い合わせをいただければ大阪府からあなた宛てに必要な書類の送付をいたします。
- 在所証明書の発行に係る同意書**
あなたが、この制度に該当するかの証明は在所証明書によって確認することとしています。
あなたから同意書の提出を受け、大阪府はあなたの意思に基づいて、在所証明書の発行を刑事施設の長に依頼します。

問い合わせ先・届出先

〒540-8570

大阪府 中央区 大手前2丁目

大阪府 治安対策課

電話番号 06-6944-6843（直通）
（平日の午前9時～午後6時まで）



※ ご不明な点や、疑問点があれば、ささいなことでも構いませんので、問い合わせ先までご連絡ください。

